わが国のEPA戦略に望む

社団法人 関西経済連合会

国際通商体制については、WTOドーハラウンド交渉が行き詰まるなか、わが国を含む各国の二国間・多国間のEPA(経済連携協定)・FTA(自由貿易協定)により貿易自由化が加速している。各国のFTAは、米韓FTAの署名やEUと韓国のFTA交渉など大市場国を巻き込み急速に進展しつつある。このため、わが国は、各国のFTAにより国際競争上の経済的不利益を被ることなきよう新しいEPA戦略を策定・推進すべき時を迎えている。新たな戦略においては、大市場国とのEPAの締結を目指すべきであるが、その交渉の中で農林水産物の取扱いはこれまでに以上に大きな争点になると考えられる。

そこで、関経連では、国際委員会において、EPA関係省庁の政策担当者や有識者との意見交換ならびに関西の農業現場へのヒアリングを行い、EPAと農業に関する調査研究を実施した。その研究結果に基づき、以下、わが国が推進すべきEPA戦略に関する提言をとりまとめた。

1. 現在のEPA戦略

(1) 日ASEAN包括的EPAの早期発効

アジア外交の最重要地域の一つであるアセアンについては、6 カ国とのEPAが発効済・署名済となり、EPAの締結が進展したことを評価する。また、関経連が繰り返し要望してきた日ASEAN包括的EPAの交渉の妥結を評価する。今後、本年中のEPA発効を実現すべく国会での批准を速やかに完了するとともに、関係各国に対して早期批准を働きかけるべきである。

(2) 韓国とのEPA交渉の早期再開

関経連は、昨年3月に建議した意見書のなかで、わが国と韓国とのEPA交渉の早期再開を提言したが具体的進展はみられなかった。しかしながら、わが国がアセアン(地域・各国)とのEPAの締結に留まらず、韓国ともEPAを締結することは、東アジア地域の経済統合の礎となる東アジア包括的EPAの実現可能性を高めるうえで必須の過程である。折しも韓国の新政権は日本との関係改善に意欲を示しており、この機会を逃さず早急に韓国とのEPA交渉を再開するべきである。

(3) 新興国ベトナム・インドとのEPAの早期締結

貿易面においてアジアとの結びつきが強い関西に拠点を置く企業は、アジアの新 興国としてのベトナムとインドに注目している。ベトナムについては、生産拠点と して有望視しており、EPAの締結により進出日本企業を取り巻くビジネス環境が早急に改善されることを望んでいる。また、インドについては、同国が有する消費市場としての潜在力に高い関心を寄せている。インドはわが国とのEPA交渉のみならず、韓国およびEUともFTA交渉を進めており、このような動きに後れをとらぬようインドとのEPA交渉を急ぐ必要がある。

よって、新興国ベトナム・インドとのEPAを 2009 年中に発効させるべく早期 締結を進めるべきである。

(4) 日豪EPAの早期締結

豪州は資源・エネルギー・食料の輸出国であり、わが国への安定供給の確保に寄与するEPAを締結することは極めて重要であり、日豪EPAの早期締結を望む。

わが国農林水産業は、日豪EPAの有無に関らず、今後ますます国際競争に直面すると考えられる。従って、同産業の国際競争力強化に取り組むべきであり、早急に強化に向けた工程表を策定し推進すべきである。また、日豪EPAの締結による農林水産物の市場開放の工程表とわが国農林水産業の国際競争力強化の工程表を連動させ、同時並行で進めるべきである。

2. 推進すべき新たなEPA戦略

(1) 外交戦略におけるEPAの位置付け

EUが地域経済連携を実現した歴史を省みると、二度の大戦を経て、隣国同士の戦争防止と欧州地域の平和を維持・確立すべく、経済面を中心に連携強化が深化し、政治面での共通制度が確立され、域内平和が実現した。つまり、EU実現の原動力は「平和を維持・確立する」という加盟各国の国家としての高い志である。各国はこの志を有していたからこそ、域内連携による不利益を上回る恩恵を享受できることを訴えて国民を説得し、国家主権の一部をEUへ委譲し、また、国家間の利害衝突などを乗り越えて共同体化が実現したと考えられる。

外交戦略において、EPAは東アジア地域ひいては世界の経済の相互依存関係を 深化させるのみならず平和に貢献する協定と位置付けられるべきである。

そして、「東アジア地域および世界の平和を維持・確立する」という国家としての高い志を持ってEPAを推進し、EPAに関する国内的議論を前進させるべきである。

(2) 新たなEPA戦略の策定・推進

大市場国、資源・エネルギー・食料の供給国、新興国との二国間協定と東アジア地域の経済発展・平和に貢献する多国間協定を含む新たなEPA戦略を策定・推進すべきである。なかでも、EPAが存在しないことにより国際競争上の不利益が生じる国・地域については、優先してEPAを締結すべきである。

①EU~最優先事項としての取り組み~

EUは家電と自動車の産業分野に対し10%以上の高関税を課している。本年中に 妥結すると目される韓国とEUのFTAにより日本企業と韓国企業との間に10% 以上の関税差が発生することは由々しき事態と言わざるを得ない。従って、EUとのEPA締結を最優先事項と位置付け、早急に交渉に着手すべきである。現在、EUとの間ではEIA(経済統合協定)を締結するための民間研究が行なわれているが、 あくまでも関税撤廃を含む協定の締結をEUに対して強く働きかけるべきである。

②米国

米国とのEPAについては、関税撤廃もさることながら、資格の相互認証や米国のビザ発給の緩和など日米間のビジネス・経済関係をより強固にするためEPAを締結することにも意義がある。米国との交渉においては、農林水産物の取扱いをめぐり妥協点を見出すことが豪州以上に困難であると予想されるが、米国とのEPA共同研究に着手し、締結を進めるべきである。

③中国

まず日中韓投資協定の締結を進めるとともに、EPA締結の礎となる知的財産権保護の強化・徹底を中国政府に対し求めるべきである。中国とのEPAについては、知的財産権に加えて農林水産物の取扱い等の決着にも時間がかかると予想されるため中長期目標として推進すべきである。また、東アジア包括的EPAの枠組みの中でも検討すべきである。

④資源・エネルギー・食料の輸出国ならびに新興国

世界経済は、米国経済の先行き不透明感はあるものの、BRICs をはじめとする新興国の台頭により経済成長を持続しており、中長期的には資源・エネルギー・食料をめぐり世界各国による争奪戦が起きると予測されている。

資源・エネルギー・食料の輸出国からの安定供給を確保するため、これらの国との EPAの締結を積極的に推進することを望む。

また、新興国についても、その成長ダイナミズムを取り込むためにEPAの締結を積極的に推進すべきである。

⑤東アジア包括的EPA

本EPAについては、農林水産物の取扱いや各国の知的財産権保護など多くの解決すべき課題が存在しており、締結には時間がかかると考えられる。

しかしながら、東アジア包括的EPAは東アジア地域(ASEAN+6)の経済統合のみならず同地域の平和にも貢献する協定であり、中長期目標として締結に取り組むべきである。

3. 農業の国際競争力強化

(1) 研究開発投資の強化

わが国農業は既に始まりつつある国際競争時代に備えるべき時を迎えている。一方、農産物に対する消費者ニーズはますます多様化し、安全性に対する関心も高まっている。それゆえに、農産物の研究開発投資を強化し、新種開発により付加価値を創出すると同時に、生産履歴追跡システムの普及や低農薬栽培による安全・安心・健康志向に応える農産物づくりなどを推進すべきである。こうした取り組みにより、わが国農産物と輸入農産物との差別化を徹底し、国際競争力強化の基盤づくりを早急に実現すべきである。

(2) 企業参入の法規制撤廃

現在の農地法においては、企業による農地所有権は認められず、各市町村が指定する地域への農業参入しか認められていないなど企業参入に対する様々な法規制が存在する。こうした法規制は、企業が他産業で培ってきた経営手法やノウハウを農業に活かすことによって多様な農業が生まれる可能性を阻害している。

一方、農業従事者の間では、地域ブランドの育成や特産品づくりなど消費者を見据えた多様な農業の取り組みが行われつつある。

収益性を確保している農業従事者や参入企業は、マーケティング活動により消費者ニーズを把握し、生産から販売まで一貫して顧客視点に立って創意工夫を積み重ね、付加価値を創出するビジネスモデルを構築している。こうした取り組みを広げることは、わが国農業の国際競争力強化に不可欠である。

政府が取り組みを始めた農商工連携については、顧客志向に立脚した新しい付加価値が創出され、連携の主目的である地域活性化が実現することを期待する。また、農業従事者や企業の自由な発想に基づく活動を認めることにより質の高い農商工連携の相乗効果を生み出し、わが国農業の国際競争力強化に結び付けるべきである。

早期に企業の農業参入に関する法規制を撤廃し、多様な農業の実現により国際競争力強化を積極的に推進すべきである。

(3) 国際競争力強化による自給率向上

世界経済の中長期的成長により食料についても資源・エネルギーと同様に争奪戦が起こると予測されている。世界各国は戦略的に自給率向上の取り組みを進めているが、わが国の自給率は先進国では最低水準(カロリーベースで 40%未満)であるばかりか、むしろ低下傾向にある。わが国においても中長期展望に立脚した農業の国際競争力強化により自給率向上に取り組むべきである。

(4)農業の国際競争力強化と新たなEPA戦略の連動

新たなEPA戦略の策定・推進を必要とするこのタイミングを農業の国際競争力強化の好機と捉え、強化に向けた工程表と新たなEPA戦略、なかでも大市場国など農産物の取扱いが争点となる国とのEPAの工程表を連動させるべきである。

(5) 輸出の推進・強化

わが国農産物は高価とのイメージがあるが、本当に安心で美味しいものは中国など近隣アジアを中心に受け入れられており、なお一層輸出の推進・強化に取り組むべきである。輸出は自給率向上に寄与する施策でもあり、政府として積極的に支援していくべきである。また、地方農政局と各都道府県との連携・交流を推進し、輸出ノウハウの交換、広域戦略の立案・実行などを具現化すべきである。

(6) 耕作放棄地の解消

耕作放棄地は全耕作地の約 10%に達しても、なお増加が続いているため、耕作放棄地の再生プランを策定し、早急に問題解決に取り組むべきである。但し、過疎化が進む中山間地における耕作地の再生には多大なる費用が必要となる場合があることを勘案し、再生プランは「選択と集中」の考え方に基づき策定すべきである。

(7) セーフティネットの構築

農業の国際競争力強化の過程において、強化に向けた支援を行ってもなお農業から撤退を余儀なくされる農業従事者が生まれる可能性がある。このため、企業参入や農商工連携の促進による新たな雇用の創出や職業訓練による他業種への転職支援など離農者に対するセーフティネットを構築すべきである。

以上